

4 廃炉に向けた福島県の取組について

(1) 県内の原子力発電所に関する福島県の姿勢

ア 廃炉に向けた県の姿勢及び要請

福島第一原発の廃炉に向けた取組が安全かつ着実に進められることが復興の大前提である。また、原発事故という未曾有の災害に直面している福島県においては、原子力に頼らない社会をつくりたいという強い思いから、県内原発の全基廃炉を国及び東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）に対し、繰り返し求めてきた。

イ 廃炉の決定状況

(ア) 福島第一原子力発電所

福島第一原発については、1～6号機全ての廃炉が決定している。

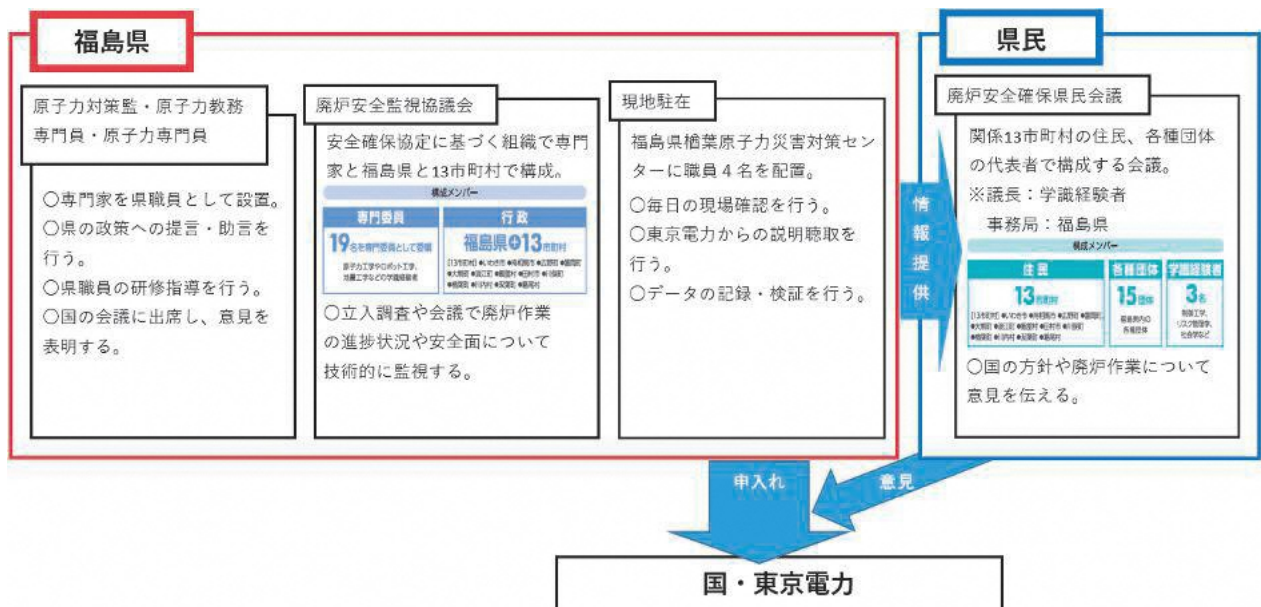
1～4号機については、平成24年4月19日付けで廃止となり、5、6号機は、平成26年1月31日付けで廃止となった。

(イ) 福島第二原子力発電所

平成30年6月14日、東京電力の小早川社長が内堀福島県知事と会談し、福島第二原発の全4基を廃炉にする方向で検討すると表明した。令和元年7月31日、東京電力の取締役会で正式に廃炉が決定された。

(2) 廃炉に向けた取組の安全確保

廃炉監視体制の概要



ア 福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会

(ア) 福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会（略称：廃炉安全監視協議会）の設置の経緯

年 月	事 項
平成24年9月18日	「有識者懇談会」において、廃炉に向けた取組に係る監視のあり方について検討を行う。
平成24年11月30日	原子力事故対応関係市町村会議において、原子力発電所の安全監視組織として「廃炉安全監視協議会」の設置を協議する。
平成24年12月7日	原子力事故対応関係市町村会議での協議を関係市町村に照会し、同意を得て、「廃炉安全監視協議会」を設置。
平成27年1月7日	立地町の安全協定の改訂により、協議会の位置づけと権限を規定した。
平成28年9月1日	周辺市町村との安全協定の締結により、立地長と同等の協議会による権限を規定した。

(イ) 廃炉安全監視協議会の概要

A 目的

中長期ロードマップ等に基づく国及び東京電力の取組状況について、安全確保に関する事項を確認し、関係機関が情報共有をすることを目的として設置。協議会が行う国及び東京電力の取組の確認のための調査には、会議における質疑及び文書による照会、現地調査がある。

B 協議内容

- 福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップに基づく取組に関すること。
- 特定原子力施設の実施計画に基づく取組に関すること。
- 福島第二原子力発電所の冷温停止維持に必要な取組に関すること。
- 原子力発電所の廃止措置に関する安全確保のために必要と認められること。

C 会 長：福島県危機管理部長

D 構成員

専門委員：学識経験者。20名以内で、任期は2年。再任が可能。現在、19名を専門委員として委嘱。

行 政：福島県、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村から指名された職員（福島県は、政策監、原子力安全対策課長、放射線監視室長、環境放射線センター所長が構成員となっている）

E 説明者

会長が必要と認める場合、経済産業省、原子力規制委員会、東京電力ホールディングス株式会社に対し説明者として出席を求めることができる。

F 部会の設置

特定の事項について協議するため、「労働者安全衛生対策部会」及び「環境モニタリング評価部会」を設置。

(ウ) 福島第一原子力発電所の安全確保協定に基づく廃炉監視協議会の権限付与

福島第一原子力発電所の安全確保協定では、廃炉監視協議会に対して、以下の事項に

ついて権限を付与している。

A 立入調査

以下の2点について、立入調査を行うことができる。

- 発電所周辺の環境放射能等に関し、異常な事態が生じた場合
- 発電所の廃炉等に向けた取組の実施状況等に関し、特に必要と認めた場合

B 状況確認

立入調査の場合を除き、東京電力が行う発電所の環境放射能等の測定、廃炉等に向けた取組の実施状況、その他発電所の安全確保に関する事項について、必要に応じて、随時状況の確認を行うことができる。

C 適切な措置の要求

安全確保のための特別の措置を講ずる必要があると認めた時、東京電力に対して適切な措置を講ずること、又は国に対して、東京電力が適切な措置を講ずるよう指導・監督の徹底を求めるものとする。

なお、「東京電力株式会社福島第一原子力原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定書」(平成27年1月7日締結)においては、県及び立地町の双葉町及び大熊町に、「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺市町村の安全確保に関する協定書」(平成28年9月1日締結)においては、県、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内町、浪江町、葛尾村、飯館村に同様の権限が付与されている。

(エ) 開催状況(令和3年度)

- 第1回 令和3年5月25日(一部Web会議形式)
- 第2回 令和3年8月11日(立入調査)
- 第3回 令和3年9月9日(一部Web会議形式)
- 第4回 令和3年10月26日(立入調査)
- 第5回 令和3年11月18日(2F立入調査)
- 第6回 令和3年12月2日(一部Web会議形式)
- 第7回 令和3年12月27日(一部Web会議形式)
- 第8回 令和4年1月24日(立入調査)
- 第9回 令和4年3月25日(一部Web会議形式)

※令和2年度までの開催状況は資料編に掲載

イ 部 会

特定の事項について議論するために、「労働者安全衛生対策部会」及び「環境モニタリング評価部会」を置いている。

(ア) 労働者安全衛生対策部会

A 協議内容

- 廃止措置等作業従事者の安全確保、雇用適正化、要員確保に関すること。
- 作業措置等作業環境の安全確保に関すること。

B 部会長：福島県危機管理部政策監

C 構成員：廃炉安全監視協議会の専門委員、県及び関係する13市町村の職員、福島労働局、経済産業省、原子力規制庁、本県の関係各課（エネルギー課、環境創造センター、地域医療課、雇用労政課）

D 会長が必要と認める構成員以外の者：東京電力ホールディングス株式会社

E 開催状況（令和3年度）

- 第1回 令和3年6月14日（一部 Web 会議形式）
- 第2回 令和3年10月14日（一部 Web 会議形式）
- 第3回 令和4年2月7日（一部 Web 会議形式）

(イ) 環境モニタリング評価部会

A 協議内容

- 原子力発電所周辺モニタリングの計画及び結果に関すること。

B 部会長：福島県危機管理部政策監

C 構成員：廃炉安全監視協議会の専門員、県及び関係する13市町村の職員、福島労働局、原子力規制庁、本県の関係各部（生活環境部、保健福祉部、農林水産部）

D 会長が必要と認める構成員以外の者：原子力規制委員会、経済産業省、東京電力ホールディングス株式会社

E 開催状況（令和3年度）

- 第1回 令和3年6月10日
（Web 会議形式）
- 第2回 令和3年9月6日
（Web 会議形式）
- 第3回 令和3年12月6日
（Web 会議形式）
- 追加説明 令和4年1月19日
（Web 会議形式）
- 第4回 令和4年2月25日（Web 会議形式）
- 第5回 令和4年3月8日（Web 会議形式）



1回環境モニタリング評価部会

ウ 福島県原子力発電所の廃炉に関する安全確保県民会議（令和4年3月24日時点）

（略称：廃炉安全確保県民会議）

(ア) 目的

原子力発電所の廃止措置等に向けた東京電力ホールディングス株式会社及び国の取組について、安全かつ着実に進むよう県民の目で確認していくことを目的として、関係13市町村の住民及び各種団体の代表者等で構成する会議を平成25年8月4日に設置。

(イ) 協議事項

- 福島第一原発の廃止措置等に向けた中長期ロードマップに基づく取組状況
- 特定原子力施設の実施計画に基づく取組状況
- 福島第二原子力発電所の廃止措置計画等に基づく取組状況
- その他、原子力発電所の廃止措置に関する安全確保の取組状況等

(ウ) 構成員：県民13名（関係13市町村から各1名）、各種団体の推薦者15名（団体から各1名）、学識経験者3名

(エ) 開催状況

- 第1回 令和3年7月28日
- 第2回 令和3年10月19日
- 第3回 令和3年12月1日（現地調査）
- 第4回 令和4年3月24日



第1回廃炉安全確保県民会議

エ 原子力安全対策課榎葉町駐在

(ア) 目的

東京電力の廃炉に向けた取組の監視体制を強化するため、平成26年4月1日から、榎葉町に原子力安全対策課職員が駐在し、立ち入りによる状況確認や、トラブル時の迅速な情報収集を行っている。

(イ) 活動内容

職員2名体制でローテーションを組み、平日は毎日、福島第一原発の立ち入りを行い、トラブル発生時等は休日夜間を問わず速やかに現場確認を行っている。



原子力安全対策課榎葉町駐在による現場確認

確認した結果は、県のホームページに公開している。

○ 現場確認

タンクエリア、地下水バイパス設備、凍土遮水壁、多核種除去設備、使用済燃料プールなど確認を要する箇所を調査計画を定めて現場を確認している。

○ 東京電力からの説明聴取

新事務本館において、東京電力から最新のプラント管理状況、トラブル発生状況（原因、再発防止対策など）、県の申し入れ事項に対する対応状況などを確認している。

○ プラント関連パラメータの確認

原子炉注水状況、原子炉圧力容器底部温度、原子炉格納容器内温度、窒素封入流量、水素濃度、使用済燃料プール水温度などの各種パラメータについて確認している。

オ 原子力対策監・専門員

福島第一原発においては、汚染水対策や、溶融燃料の取り出しなど前例がなく、困難

な課題への対応が必要となっている。県は、監視体制を強化するため原子力に関する専門家を原子力対策監・原子力教務専門員・原子力専門員として配置している。

(ア) 原子力対策監

国・東京電力の取組の評価分析を行い、県として国に求めるべき政策について提言等を行う。

(イ) 原子力教務専門員、原子力専門員

国・東京電力からの報告対応や県の監視業務における企画立案及び指導、助言等を行う。監視業務に必要な専門知識について職員研修を通じて指導、助言等を行う。

カ 職員の専門性向上

(ア) 目的

原子力に関する職員の専門性の向上を図るため、平成27年度から職員研修を実施。

(イ) 研修カリキュラム

○ 基礎研修：県及び関係市町村職員

原子力全般の知識向上を目的とし、講義形式により原子炉の構造などについて基礎的な理論を学ぶ

○ 専門研修：県職員（理論研修は関係市町村職員も対象）

- ・ 理論研修…原子力全般のより深い知識向上を目的とし、講義形式により原子炉物理などの理論を学ぶ。
- ・ 設備研修…原子力発電所設備の概要に関する知識の強化を図ることを目的に、実習形式により学ぶ。

(ウ) 今年度の活動

○ 基礎研修

- ・ 理論研修…令和3年6月17日

○ 専門研修…新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により中止



理論研修



設備基礎研修

キ 福島第一原子力発電所の安全確保協定

(ア) 概要

福島第一原発の事故収束及び廃炉に向けた取組を安全かつ着実に進め、周辺地域住民の安全確保及び敷地境界線量の低減による生活環境の回復を図ることを目的とし、平成27年1月7日付けで、県、立地町（大熊町、双葉町）及び東京電力の3者で、新たな協定¹³⁾を締結した。

また、原発事故の影響が広範囲に及んだことを踏まえ、平成28年9月1日に、周辺11市町村（いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、浪江町、葛尾村、飯館村）においても、県及び東京電力との協定¹⁴⁾を新たに締結した。

(イ) 協定の内容

協定では、廃炉安全監視協議会に立入調査や措置要求等の権限を付与するとともに、施設の新増設等に関する事前了解・事前説明、措置要求等の権限により、福島第一原発の廃炉等に係る取組を厳しく監視することとしている。

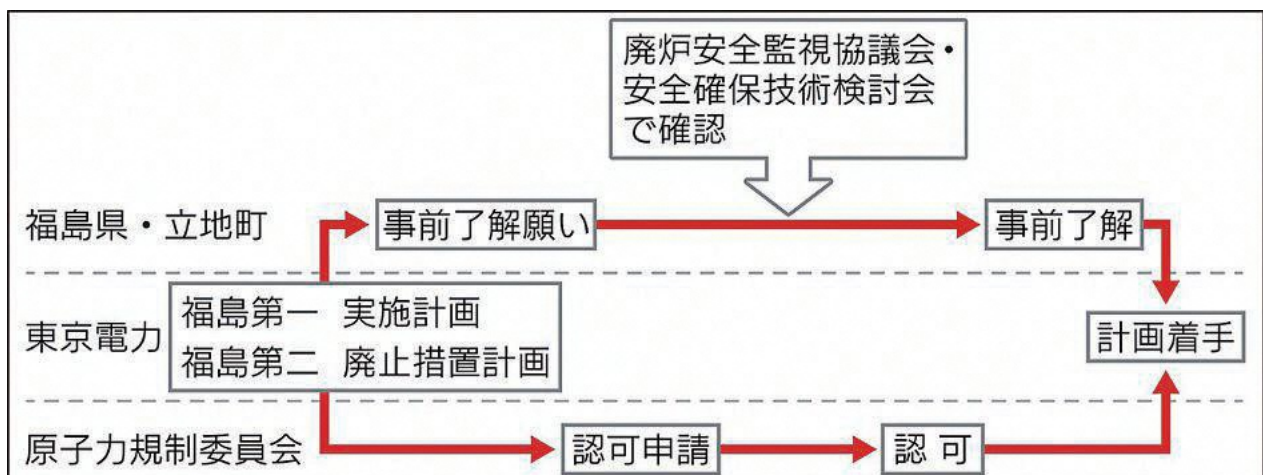
また、原子力防災対策、放射性物質の排出抑制及び線量低減、作業員の安全衛生対策などにより、安全確保の取組の充実強化や敷地境界線量の低減を図ることとしている。

(ウ) 事前了解について

東京電力が新増設等する施設のうち、周辺地域住民の線量当量の評価に関係するものについては、立地町との安全確保協定に基づき、事前に県及び立地町の了解を得ることとしている。

なお、周辺市町村との安全確保協定においては、事前了解に代えて事前説明となるが、周辺11市町村も廃炉安全監視協議会を通じて現地を確認し意見を述べられることとしている。

事前了解手続き



¹³⁾ 福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定書

¹⁴⁾ 福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺市町村の安全確保に関する協定書

○ 事前了解の実績（原発事故～現在）

- 固体廃棄物保管庫第9棟（福島第一原発）……平成26年7月12日
- 覆土式一時保管施設（ ）……
- 廃棄物関連施設（5施設）（ ）……平成28年12月21日

(エ) 福島県原子力発電所安全確保技術検討会について

技術検討会は、県及び原発の立地町（楡葉町・富岡町・大熊町・双葉町）で構成し、技術的視点から事前了解事項に係る安全面の確認を行うこととしている。

○ 会議開催状況（令和3年度）

- 第2回 令和3年8月19日（Web会議：廃棄物関連設備及び施設の新・増設計画、JAEA放射性物質・研究施設第2棟、他）
- 第3回 令和3年12月24日（Web会議：JAEA放射性物質・研究施設第2棟、他）
- 第4回 令和4年2月4日（多核種除去設備処理水希釈放出設備）
- 第5回 令和4年2月24日（多核種除去設備処理水希釈放出設備）
- 第6回 令和4年3月15日（多核種除去設備処理水希釈放出設備）

ク 福島第二原子力発電所の安全確保協定

(ア) 概要

福島二原発の廃炉に向けた取組を安全、着実かつ適時に進められ、周辺地域住民の安全確保目的として、令和元年12月26日付けで、県、立地町（楡葉町、富岡町）及び東京電力の3者で、新たな協定¹⁵⁾を締結した。

また、原発事故の影響が広範囲に及んだことを踏まえ、同日、周辺11市町村（いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村）においても、県及び東京電力との協定¹⁶⁾を新たに締結した。

(イ) 協定の内容

協定では、廃炉安全監視協議会に立入調査や措置要求等の権限を付与するとともに、施設の新増設等に関する事前了解・事前説明、措置要求等の権限により、福島第二原発の廃炉等に係る取組を厳しく監視することとしている。

また、原子力防災対策、放射性物質の排出管理、作業員の安全衛生対策などにより、安全確保の取組の充実強化を図ることとしている。

(ウ) 事前了解について

廃止措置計画の認可申請（変更の場合を含む。）を伴う施設等の新増設、変更又は廃止のうち周辺地域住民の線量当量の評価に関係するものについては、立地町との安全確保協定に基づき、事前に県及び立地町の了解を得ることとしている。

¹⁵⁾ 東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の廃炉の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定書

¹⁶⁾ 東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の廃炉の実施に係る周辺市町村の安全確保に関する協定書

なお、周辺市町村との安全確保協定においては、事前了解に代えて事前説明となるが、周辺11市町村も廃炉安全監視協議会を通じて現地を確認し意見を述べられることとしている。

○ 事前了解の実績（原発事故～現在）

- ・ 廃止措置計画（第1段階）（福島第二原発）・・・令和3年6月16日

(エ) 福島県原子力発電所安全確保技術検討会について

技術検討会は、県及び原発の立地町（楡葉町・富岡町・大熊町・双葉町）で構成し、技術的視点から事前了解事項に係る安全面の確認を行うこととしている。

○ 会議開催状況（令和3年度）

- ・ 第1回 令和3年4月26日（Web会議：福島第二原子力発電所廃止措置計画）

(3) 広報活動

県では、福島第一・第二原子力発電所の廃炉に向けた取組の進捗状況や県の安全監視の取組に関する情報を発信するため、各種媒体による広報活動を実施している。

ア 広報紙「廃炉を知る」の発行

廃炉に向けた取組の進捗状況や県の安全監視の取組について、わかりやすく解説した広報紙「廃炉を知る」を平成29年度より年4回発行し、福島第一・第二原子力発電所の周辺住民や避難を余儀なくされている県民等へ配布している。

○ 直近1年間の掲載内容

- ・ 2021年11月号「ALPS処理水の処分に関する基本方針」の決定 他
- ・ 2021年12月号「ALPS処理水の処分に関する基本方針決定後の取組」 他
- ・ 2022年1月号「ALPS処理水の処分に関する基本方針」を踏まえた原子炉等規制法に基づく「実施計画変更認可申請」と「事前了解願い」 他
- ・ 2022年3月号「廃炉作業に携わる関係者へのインタビュー」



広報紙「廃炉を知る」



イ インターネットによる情報発信

(ア) ホームページ

原子力安全対策課のホームページでは、原子力発電所の状況を示したデータや現地に駐在する県職員が行う現地確認の報告書を掲載している。また、廃炉安全監視協議会等の各種会議の開催結果、国・東京電力への申し入れ、原子力防災、環境放射能の測定結果等についても掲載している。

(イ) 動画配信

廃炉安全確保県民会議のライブ配信を行うとともに、会議後に録画した映像を掲載し

ている。また、県の安全監視の取組や原子力防災訓練の様子を YouTube に掲載している。



インタビュー「みらいにつながる4,000人の力」



アニメーション「廃炉を知る」